

令和7年度多面的機能 支払交付金事業説明会



福島市農林整備課

説明内容

- ➡ 1. 会計検査について
- ➡ 2. 交付金について
- ➡ 3. 返還金について
- ➡ 4. 長寿命化の事前協議について
- ➡ 5. その他



1. 会計検査について

- ▶ 令和7年3月下旬から資料の提出開始
5月下旬福島県庁にて実地検査以降、
追加提出や修正等が11月まで継続
- ▶ 4組織分を提出(指定検査対象 3組織)

2. 交付金について

- ▶ 福島県から内示があり、承認申請書を福島市で作成し提出
- ▶ 交付決定通知書を受領
- ▶ 今年度は3回内示があり、1月下旬に最後の変更承認申請を提出
- ▶ 2月に交付決定通知書を受領し、福島市内部で決裁を受けて各組織へ交付

2. 交付金について

- ▶ 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(共同)は、10月に交付済み
- ▶ 次年度活動に必要なであれば持ち越し可能
※役員会や総会等で合意形成し必要な場合
- ▶ 資源向上支払交付金(長寿命化)は協定期間内のみ対象。残額発生した場合は返還が必要
※長寿命化の口座は「無利子型」を推奨

3. 返還金について

▶ 返還対象

- ・農地維持・共同及び長寿命化に残金が発生した場合
- ・対象地目と現況が異なる場合等

▶ 返還遡及年度

- ・協定期間開始年度

4. 長寿命化の事前協議について

- ▶ 令和6年度から長寿命化事前協議書を作成
 - ・従来：口頭での確認で協議経過が不明
 - ・作成後：農業施設係内、複数の職員で確認
市、組織とも経過が残る
- ▶ 従来通り：見積書聴取・施工後の現地確認



5. その他 広域化への取り組み

- ・令和7年2月に福島県、県多面的機能支払推進協議会、福島市土地改良区と事前協議
- ・土地改良区へ事務委託をしている組織と検討会を開催(7年3月、12月)

みどりチェックシート

- ▶ 令和7年度から試行実施
 - ・福島市内全組織から写しを受領済み
- ▶ 「みどりチェック」のねらい
 - ・農林水産省の全ての補助事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化
 - ・各補助事業等の目的と環境負荷低減両立が目的
- ▶ 詳細は配付資料の通り

みどりチェックシート

▶ 今後

- ・事業の完了報告時、シート右側「報告時(しました)」の欄に☑。写しを福島市へ提出
- ・8年度も試行実施期間。別添をコピーして使用
年度当初に福島市へ提出。 **毎年度提出!**
- ・9年度から本格実施(ペナルティ措置あり)

実施状況報告書の提出

- ▶ 3月下旬～4月中旬に福島市で各組織分を確認
- ▶ 4月下旬 取りまとめ、県へ報告
- ▶ 非常にタイトなスケジュールになっています！
 - ・総会を早める
 - ・暫定で市へ提出、総会で変更あれば変更し再提出
- ▶ 3月に依頼します。ご協力お願いします

事業計画書の提出

○提出が必要な場合

- ▶ 協定期間を更新する
- ▶ 農地維持・共同の協定期間内でも長寿命化の協定期間を更新する
- ▶ 認定農用地の面積に変更がある 等



地域資源保全管理構想の届出書

- ▶ 活動期間の最終年度(原則5年目)に提出
- ▶ 3月末までに福島市へ提出
- ▶ それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどう引き継ぐのか構想としてまとめるもの

地域資源保全管理構想の届出書

〔別記1-4様式〕 ←

【活動組織から市町村に提出するもの】 ←

農林水産省様式 ←

番 号 ←
年 月 日 ←

〇〇市町村長 殿 ←

対象組織代表 ←
氏 名 ←

〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書 ←

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）第1の2の（2）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。 ←

地域資源保全管理構想の届出書

〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

〈取り組むべき活動・方策の例〉

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。



福島県多面的機能支払推進協議会 優良活動表彰への応募

- ▶ 各表彰があります。最優秀賞（福島県知事賞）、優秀賞（福島民報社賞、福島民友新聞社賞）、特別賞
- ▶ 県内の組織へ事例を発表する機会もあります
- ▶ 審査基準 例
 - ・ 多様な活動に取り組んでいるか
 - ・ 構成員または構成組織の積極的な参加が得られているか
 - ・ 各種団体等との連携を通じて効率的な運営体制を築いているか
 - ・ 農村文化の伝承や農村コミュニティの強化が図られているか

ご清聴ありがとうございました



グループワーク

認定農用地(協定面積)を
維持するために

進め方

- 1 福島市から内容説明をします。
- 2 グループで自己紹介、進行役、書記、発表者を決める。
- 3 ふせんを活用し、色々な意見を出してください。どんなことでも結構です。
- 4 発表用にA3用紙にまとめます。
- 5 順番に発表！

認定農用地(協定面積)を維持するために

- 現状 認定農用地(協定面積)※小数点以下四捨五入

R5 2,353ha

R6 2,323ha R5年度比 98.7%

R7 2,249ha R5年度比 95.6%

R8 2,300ha程度 R5年度比 97.7%(予定)

認定農用地（協定面積）を維持するために

- 例えば、
- 子や親族の協力を得る。
- 面積を減らし、確実に管理する。
- 農業法人へ相談する。など

認定農用地（協定面積）を維持するために

- それでは、グループワークを開始します！
- 15分後に発表です！
- ※時間がありませんので率先して進めてください。